

令和5年1月27日現在

第1回国立大学法人東北大学債券 債券内容説明書

国立大学法人東北大学

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する第1回国立大学法人東北大学債券（以下「本債券」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条第1項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人東北大学（別途定義する場合を除き、以下「本学」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（国立大学債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本学の業務、財務の内容等について本学が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
4. 本学の財務諸表は、「国立大学法人会計基準」（平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議）に準拠して作成されています。なお、本説明書の「第二部 法人情報」中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、同項に規定される監査証明は受けておりません。
5. 本学の事業年度は、毎年4月1日に開始し翌年3月31日に終了します。本説明書中において、例えば「令和3年度」とは、令和3年4月1日に開始し令和4年3月31日に終了する事業年度をいい、その他の表記もその例にならいます。
6. 本説明書は、本学の[片平キャンパス]内に備え置き閲覧に供するとともに、本学ホームページ（<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/11/disclosure1101/>）にも掲載します。

本説明書に関する連絡先

宮城県仙台市青葉区片平二丁目1-1
国立大学法人東北大学 財務部資金管理室

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務	5
3 新規発行による手取金の使途	5
第二部 法人情報	8
第1 法人の概況	9
1 主要な経営指標等の推移	9
2 沿革	10
3 事業の内容	11
4 関係会社の状況	21
5 学生の状況	25
6 教職員の状況	25
第2 事業の状況	26
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	26
2 事業等のリスク	41
3 経営上の重要な契約等	43
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	43
第3 設備の状況	133
1 設備投資等の概要	133
2 主要な設備の状況	133
3 設備の新設、除却等の計画	134
第4 法人の状況	135
1 資本金の状況	135
2 役員の状況	135
3 ガバナンスの状況	138
第5 経理の状況	142
1 東北大学の財務諸表	142
2 令和3年度連結財務諸表	145
3 令和2年度連結財務諸表	224
4 令和3年度財務諸表	302
5 令和2年度財務諸表	376
6 監事監査報告書	448
第6 法人の参考情報	453
1 第4期中期目標・中期計画	453
2 主な関係法令ホームページアドレス	498

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘柄	柄	第1回国立大学法人東北大学債券	債券の総額	金10,000,000,000円
記名・無記名の別		—	発行価額の総額	金10,000,000,000円
各債券の金額		1,000万円	申込期間	令和5年1月27日
発行価格		各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
利率		年1.879%	払込期日	令和5年2月3日
利払日		毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限		令和44年3月17日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集			
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、令和5年9月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各その日までの前半か半分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から令和5年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。</p>			
償還の方法	<p>1. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和44年3月17日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p>			
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）の定めるところにより、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。			
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
	その他の項	該当事項なし		
摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、本学はR&IからAA+の信用格付を令和5年1月27日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、</p>			

及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本債券について、本学はJCRからAAAの信用格付を令和5年1月27日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 振替法の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

(1) 法人法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。

(2) 受託会社は、本債権者のために本債券に基づく債権の弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び本学と受託会社との間の令和5年1月27日付第1回国立大学法人東北大学債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

4. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本学が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄の規定に违背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。

- (2) 本学が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は本学以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して本学が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に本学が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、本学又は本学が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 公告の方法

本学又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を本学に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

6. 債券原簿の公示

本学は、本学の片平キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その業務時間中、一般の閲覧に供する。

7. 発行要項及び委託契約の公示

発行要項及び委託契約の謄本は本学の片平キャンパス内及び受託会社の本店で、その業務時間中、一般の閲覧に供する。

8. 発行要項の変更

- (1) 本学は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、本学はその内容を公告する。ただし、本学が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本学又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、本学と受託会社が協議してこれを定め公告する。

10. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。

2 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	百万円 3,400	1. 引受人は本債券の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 55 銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	3,300	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	3,300	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000 円	57,105,400 円	9,942,894,600 円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 9,942,894,600 円は、令和 10 年 3 月末までに、全額を本学が策定したサステナビリティボンド・フレームワークの適格クライテリア（下記「サステナビリティボンド・フレームワークについて」に記載する。）を満たすプロジェクトに充当する予定である。

サステナビリティボンドとしての適格性について

本学は、サステナビリティボンドの発行のために、国際資本市場協会（ICMA：International Capital Market Association）が公表するグリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021、ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021 及びサステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021、環境省の定めるグリーンボンドガイドライン 2022 年版及び金融庁の定めるソーシャルボンドガイドライン 2021 年版に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関である株式会社日本格付研究所（JCR）より、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価（注）」の「SU1（F）」の評価を取得している。

【参考】サステナビリティボンド・フレームワーク評価（評価機関：株式会社日本格付研究所）
<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/sustainability/fw/>

（注）「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」とは、評価対象である調達資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の総合的な意見の表明をいいます。

サステナビリティボンド・フレームワークについて

1. 調達資金の使途

サステナビリティボンドの発行による調達資金は、「東北大学ビジョン 2030」及び「東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略」の下で、グリーン未来社会の実現に貢献する「成長する公共財」として、地球的課題解決に向け新たな社会価値を創造することを目的とし、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当される予定である

〈ソーシャルプロジェクト〉

SBP 事業区分	適格クライテリア
<ul style="list-style-type: none"> 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人法施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業 本学が「東北大学ビジョン 2030」及び「東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略」に基づいて策定した事業 グリーン未来社会の実現に貢献する事業

〈グリーンプロジェクト〉

GBP 事業区分	適格クライテリア
<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング エネルギー効率 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人法施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業 本学が「東北大学ビジョン 2030」及び「東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略」に基づいて策定した事業で、更に以下の環境認証のいずれかを取得済みもしくは取得予定の建物の建設・取得 <ul style="list-style-type: none"> ① ZEB 認証における ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented ② CASBEE 評価認証における S ランク、A ランクまたは B+ランク ③ BELS における 5 つ星、4 つ星または 3 つ星 グリーン未来社会の実現に貢献する事業

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

サステナビリティボンドの資金使途となるプロジェクトは、東北大学ビジョン 2030 に示される構想や方針等に沿った内容であることについて、大学債発行に向けて新設した資金調達委員会においてサステナビリティボンドの適合性も含め審議、承認した後、経営協議会での審議を経て、役員会で議決を行う。対象プロジェクトの選定にあたっては、環境及び、社会への負の影響について考慮し、影響を緩和・管理する。

3. 調達資金の管理

サステナビリティボンドによる調達資金は財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金は財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制とする。また、資金充当状況に係る帳簿は、財務会計システムにより記録した上で、償還まで保管する予定である。

入出金を含む財務状況全般について、毎年度、監査法人による会計監査を受けることとなっている。

なお、サステナビリティボンドによる調達資金の未充当金は、現金または現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産により管理・運用する予定である。

4. レポーティング

本学は、資金の充当状況に係るレポーティング及びインパクト・レポーティングを、ウェブサイトや統合報告書等に年一回、実務上可能な範囲で開示する。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が発生した場合は、適時に開示する予定である。

● 資金の充当状況に係るレポーティング

調達資金が全額充当されるまでの間、以下の項目について開示予定である。

- ① 充当したプロジェクトのリスト
- ② 充当金額
- ③ 未充当残高（償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む）
- ④ 充当予定時期
- ⑤ 未充当であるが、実施が確定しているプロジェクトのリスト

● インパクト・レポーティング

下記の指標を含むインパクト・レポーティングとして、債券が償還されるまで、その活動内容等を年一回公表する予定である。

(ソーシャルプロジェクト)

必要不可欠なサービスへのアクセス (SBP 事業区分)		
アウトプット指標	アウトカム指標	インパクト
<ul style="list-style-type: none">対象となるプロジェクトにおいて取得した土地、設置・整備した施設、設備の概要等	<ul style="list-style-type: none">ソーシャルプロジェクトに係る研究者、学生数等ソーシャルプロジェクトに係る論文数等ソーシャルプロジェクトに係る、産学連携事例、共同研究数等	<ul style="list-style-type: none">未来を拓く優れた人材の育成多様性の力の発揮と、社会との共創の推進卓越した研究成果の創出と社会価値の創造グリーン未来社会の実現

(グリーンプロジェクト)

グリーンビルディング・エネルギー効率 (GBP 事業区分)
開示指標例
<ul style="list-style-type: none">施設、設備の概要対象不動産の環境認証等の取得状況対象不動産の二酸化炭素排出量